

平成 30 年度
伊豆の国市 放課後児童教室入所案内

放課後児童教室をご利用になる前に、必ずお読みください。

【問い合わせ先】

伊豆の国市教育委員会学校教育課
電話：055-948-1444 または 1453

1 放課後児童教室とは

放課後児童教室は、昼間、保護者が労働等により家庭にいない小学生の授業終了後に、安定した「遊び」と「生活の場」を提供するところです。

学校や塾とは違いますので、基本的には、宿題や勉強の指導は行いません。

2 入所できる基準について

小学校1年生から4年生までの児童で、伊豆の国市内に住所があり、市内の小学校に就学しており、児童の父母及び65歳未満（入所希望月の初日現在）の同居（二世帯住宅や同一敷地内含む）の祖父母が、次のいずれかに該当し、下校後に児童を保育することができないと認められる場合に限ります。

親の状況	その内容
常勤 パート 内職等	昼間、常に自宅の外で仕事をしていて、放課後（午後1時頃から3時頃まで）を含む1日4時間以上で、かつ、月15日以上働いている場合。 求職活動期間中も入所可能。ただし、入所期間は1か月以内。
自営業等	昼間、自宅等で常に児童と離れて日常の家事以外の仕事をしていて、放課後（午後1時頃から3時頃まで）を含む1日4時間以上で、かつ、月15日以上働いている場合。 求職活動期間中も入所可能。ただし、入所期間は1か月以内。
出産	出産前後（出産予定日の2か月前～出産月の翌月から2か月以内及びその後の休職期間3か月）。
病気	病気や負傷または心身の障害がある。
看護・介護	家庭内で長期にわたる病気や心身に障害のある方の看護や介護をしている場合。
災害	地震、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
学生等	学生、講習・研修を受けている場合。
その他	市長が特に保育に欠けていると認めた場合。
※ただし、夏休み等の長期休暇中は、保護者の勤務時間が必ずしも、放課後の時間帯でない場合でも、入所可とすることがあります。	

ただし、次に掲げる児童について、低学年（1・2年生）児童の入所に問題がない場合には、その兄弟が5・6年生でも入所できるものとします。

- ① 通学距離が概ね4kmを超える遠距離であり、徒歩での通学が困難であるとき。
- ② 弟や妹が放課後児童教室に入所している、または、入所見込みの場合で、5・6年生の兄弟が同時に教室を利用することが合理的であること。
- ③ その他、保護者の勤務体系や災害復旧対応等の理由により、特に利用の必要性が高いと認められる場合。

3 実施場所及び定員

放課後児童教室の名称		定員(人) 30. 04. 01 現在	所在地	電話 (FAX) 番号
長岡南小学校放課後児童教室		7 0	長岡 1294-1	055-948-4731
〃	第二放課後児童教室	4 0		
長岡北小学校放課後児童教室		4 0	南江間 1200	055-947-0640
菰山小学校放課後児童教室		7 0	四日町 350	055-949-5060
〃	第二放課後児童教室	5 0		
菰山南小学校放課後児童教室		6 0	中 817-1	055-949-2555
子育て支援施設すずかけ館	大仁小学校	7 0	三福 325	0558-76-7880
子育て支援施設第二すずかけ館		1 2		
子育て支援施設あすなろ館（大仁北小学校）		4 5	守木 312	0558-76-0520

4 実施時期

曜日等	時間等
月曜日～金曜日	放課後（午後0時30分）～午後6時30分
土曜日、長期休暇中 （夏休み、冬休み、春休み）	午前7時30分～午後6時30分

5 休業日

- ① 日曜日
- ② 祝日
- ③ 夏季休暇（8月13日～8月15日）
- ④ 年末年始（12月28日～1月3日）
- ⑤ 台風等により学校が臨時休校となった日
- ⑥ その他教育委員会が必要と認めた日

6 保護者負担金

項目	金額等	特記事項	
保育料	児 童 1 人につき 5, 0 0 0 円/月	口座引落としとなりますので、金融機関で手続きが必要です。	
おやつ代	児 童 1 人につき 2, 0 0 0 円/月		
保険料	児 童 1 人につき 1, 8 0 0 円/年	学校で加入している保険は適用されませんので、必ず加入していただきます。 口座引落としではなく、納付書での支払いとなります。 納付書を送付しますので、指定金融機関または市民課窓口で直接納めてください。	
		入所月数	保険料
		1 か月	4 5 0 円
		2 か月	6 3 0 円
		3 か月	8 1 0 円
		4 か月	9 9 0 円
		5 か月	1, 1 7 0 円
		6 か月	1, 2 6 0 円
		7 か月	1, 3 5 0 円
		8 か月	1, 4 4 0 円
		9 か月	1, 5 3 0 円
		10 か月	1, 6 2 0 円
		11 か月	1, 7 1 0 円
		12 か月	1, 8 0 0 円
日割りなし 途中退所の 返戻金なし			

※入所希望者が多く、定員超過のため入所をお断りしている場合もありますので、公平性の観点から、特別な理由がなく、3か月間、上記負担金を滞納した場合は、退所していただきます。

7 申込方法

入所の申請は、毎年行う必要があります。必要書類をすべて整えて、学校教育課に提出してください。

※ 書類が不足している場合等は、受付できませんので、ご注意ください。

提出書類名	備考
放課後児童保育承認申請書兼児童台帳	児童 1 人につき 1 枚 保護者印は必ず押印してください。
家庭で保育することができない理由がわかる次のいずれかの書類 ① 常勤・パート・内職等 ② 自営業、農業等 ③ 病気・看護・介護 ④ 出産 ⑤ 学生等	父母及び 65 歳未満（入所希望月の初日現在）の同居（二世帯住宅や同一敷地内含む）の祖父母、すべての方の書類が必要です。 ① 就労証明書…事業主の証明が必要です ② 家庭状況調査報告書及び就労状況がわかる書類（確定申告書の写し等） ③ 診断書、身体障害者手帳、介護保険証などの写し ④ 出産予定児の母子手帳（本人名及び出産予定がわかるページ）の写し ⑤ 学生証、講習・研修を受けていることがわかる書類等
調査承諾書	保護者印は必ず押印してください。
口座振替依頼書	通帳印（銀行届出印）は必ず押印してください。
戸籍謄本（父子または母子家庭の場合）	コピーでも可

8 利用の承認

不備のない申請書類が整ってから受付し、内容を審査したのち、保護者宛に結果通知を送付します。**受付順ではありません。**

定員を超過した場合は、待機していただく場合があります。

9 平成 30 年度入所受付

受付期間	平成 29 年 11 月 1 日（水）～平成 29 年 11 月 30 日（木） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※土日・祝日は除きます。
① 現在入所している児童も、新たに申請が必要となります。 ② 家庭で保育ができない程度を審査し、入所の決定をいたします。 受付順ではありません。 ③ 応募多数の場合は、抽選を行うことがあります。 ④ 上記受付期間を過ぎても、随時受け付けますが、受付期間中の受付分が優先となります。 ⑤ 入所決定後、各放課後児童教室で入所説明会を実施します。 ※ 新 1 年生は、必ず出席してください。 入所説明会の開催日時：各小学校で実施する入学説明会終了後 開催場所：各放課後児童教室	

10 年度途中の申込

4 月以降、随時受け付けますが、入所は「1 日（月初め）」となります。

利用したい月の前月の 15 日までに申し込みをしてください。

定員を超過している場合は、待機していただく場合があります。

※ 先着順ではありません。

利用についての注意事項

■休暇等で、家庭で児童を保育できる方がいる場合は、家庭で保育してください。

1 登退所について

- (1) 学校終業後、直接、放課後児童教室に登所してください。
- (2) 閉所時間は、午後 6 時 30 分です。閉所時間までに、お迎えをお願いします。
閉所時間以降にお迎えが遅れる場合は、必ず、放課後児童教室にご連絡ください。
登録された方以外の方に引き渡してしまうことがないように（事件に発展することがないように）、申請書裏面の「迎え状況」欄に記入された方のお迎えをお願いします。
その他の方がお迎えに来る場合は、事前に放課後児童教室にご連絡ください。
- (3) 土曜日や学校休業日等は、午前 7 時 30 分に開所します。
開所時間前は利用できませんので、ご承知おきください。
また、午前 9 時以降に登所する場合は、必ず放課後児童教室にご連絡ください。

2 欠席（休所）について

- (1) 欠席する場合は、必ず放課後児童教室に連絡してください。FAX でも結構です。
- (2) 病気の場合は、欠席させてください。感染症等は、全快するまでは登所できません（完治証明書を提出していただく場合があります）。
- (3) 無届で 1 週間以上欠席した場合は、利用を中止させていただくことがあります。
- (4) 月初から月末までの 1 か月以上休所する場合は、必ず休所する月の前月までに「休所届」を提出してください。
この場合、おやつ代は免除となりますが、保育料は免除となりません。
また、無届で欠席した場合、保育料及びおやつ代は、全額口座引落されますので、ご承知おきください。

3 退所（利用中止）について

退所（利用中止）する場合は、必ず退所（利用中止）する月の前月の月末までに、中止届を提出してください。

4 災害・暴風雨等発生時の対応について

- (1) 放課後児童教室の開所中に、災害や暴風雨等が発生した場合、または、大規模地震に関する「注意情報」や「予知情報」が発令された場合には、時間内であっても保護者のお迎えをお願いすることがあります。

- (2) 暴風雨等により休校になった場合や、学校が午前中に児童を下校させる場合は、放課後児童教室は開所しません。
- (3) 暴風雨等により学校が 12 時 30 分以降に下校させる場合は、放課後児童教室は開所しますが、状況により、早めのお迎えをお願いします。

5 事故対策について

保育中は、常に児童の安全に細心の注意を払い、事故防止に努めておりますが、万一不慮の事故があった場合は、市が加入する保険の範囲内の補償をいたします。

また、事故やけが、病気などのときは、申請書の緊急連絡先にお迎えをお願いする場合があります。状況によっては、救急で病院に連れて行くこともありますので、緊急連絡先を変更する場合は、必ず放課後児童教室または学校教育課へ連絡してください。

6 放課後児童教室での生活について

- (1) 児童研修室及び校庭を拠点に、自由遊びを中心とした時間を過ごします。
- (2) 宿題等についての学習指導は行いません。
- (3) 毎日 3 時頃におやつを食べます (アレルギー対応児童は、必ず申し出てください)。
- (4) 学校給食のない日は、弁当を持たせてください (自分で買ってくるようなことはさせないでください)。
- (5) 必要に応じて指導員等が引率し、外出することがあります。

7 持ち物について

- (1) 各放課後児童教室共通の持ち物
 - ① シューズ (室内履き) 及びその袋
 - ② タオル 1 枚
 - ③ 水筒 (飲み物)
 - ④ 着替え (下着類、ズボン、シャツ、帽子 (野球帽等))
 - ⑤ 防災用頭巾
 - ⑥ 夏休み期間中は、上記とは別に、昼寝の際のバスタオル等
- (2) 放課後児童教室により異なる持ち物 (詳細については、各放課後児童教室に問い合わせてください。)
 - ① 歯ブラシ
 - ② 歯磨き用コップ (プラスチック製) 等
- (3) 持ち物には、必ず名前を書いてください。
- (4) 現金、ゲーム、高価なもの等、放課後児童教室で必要ないものは持たせないでください。紛失しても責任は負えません。

8 その他

- (1) 放課後児童教室は、学校とは異なります。
- (2) 土曜日など、保護者の勤めが休みで在宅の場合は、家族のふれあいを大切にする意味からも、できるだけ家庭で過ごさせてください。
- (3) 学校行事等（学校に関すること）は、直接学校に問い合わせてください。
- (4) 保護者の都合や習い事等により、放課後児童教室の利用が通常と異なる場合は、事前に放課後児童教室まで連絡してください。習い事等の後に再利用することはできません。
- (5) 学校で実施する防災訓練時のお迎え先は、放課後児童教室にはできません。

※指導員は、お迎えに行くことはできません。

- (6) 輸血ができない等、特別に注意が必要なことは、申請書裏面の特記事項欄にその旨を記載してください。
- (7) 世帯構成、勤務先、緊急連絡先などに変更があった場合は、速やかに放課後児童教室または学校教育課にご報告ください。
- (8) **他の児童に危害を加えたり、暴力をふるうなど、放課後児童教室の運営に支障が出るような場合には、放課後児童教室の利用を中止させていただくことがあります。**